

2016年5月12日

1【○】 文化的価値のないものでも、著作物となる場合がある。

【解説】 著作物とは、作者の思想又は感情が表現されていればよく、文化的価値や芸術的価値は問わない。2条1項1号

2【×】 今までにない新しい調理手順による創作料理は、著作物である。

【解説】 創作料理は表現されたものには該当せず、調理手順が新しくても、料理の見た目がきれいでも、それ自体は著作物ではない。ただし、その料理を写真にとれば、写真の著作物となることはあり、レシピは言語の著作物に該当することもある。

3【×】 駅前に設置されているセルフサービスのスピード写真機で撮影した写真は、著作物である。

【解説】 機械的に写した写真は、思想又は感情が表現されたものと言えず、著作物に該当しない。